総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループ 第3回会合

日時 平成28年4月28日 (木) 12:30~14:33

場所 経済産業省 別館 3階 312各省庁共用会議室

1. 開会

○橘川座長

それでは、定刻となりましたので、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会の第3回液化石油ガス流通ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様、オブザーバーの皆様、それから発表者の皆様、お忙しいところ、まことにありが とうございます。

それでは、まず初めに事務局から資料の確認及びオブザーバーのご紹介をお願いいたします。

○田久保石油流通課企画官

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

資料1、議事次第でございます。資料2、委員名簿でございます。資料3、LPガス振興センター提出資料でございます。資料4、全国LPガス協会提出資料でございます。資料5、日本LPガス団体協議会提出資料でございます。資料6、富士瓦斯提出資料でございます。資料7、エルピーガス振興センター提出資料でございます。資料8、事務局説明資料でございます。資料9、林委員提出資料でございます。資料10、当ワーキンググループ報告書(案)でございます。その他、参考資料が2つございます。ご確認よろしいでしょうか。

続きまして、オブザーバーの方々の紹介をさせていただきます。

本日は、一般社団法人全国LPガス協会会長が所用により欠席でございますので、代理といた しまして内藤理専務理事に出席をいただいてございます。

- ○内藤全国LPガス協会会長代理 よろしくお願いいたします。
- ○田久保石油流通課企画官
 また、日本LPガス協会、増田宰会長でございます。
- ○増田日本LPガス協会会長 よろしくお願いします。

- ○田久保石油流通課企画官
 - 一般財団法人エルピーガス振興センター、嘉村潤専務理事でございます。
- ○嘉村エルピーガス振興センター専務理事嘉村でございます。よろしくお願いします。
- ○田久保石油流通課企画官富士瓦斯株式会社、津田維一代表取締役社長でございます。
- ○津田富士瓦斯社長津田でございます。
- ○田久保石油流通課企画官

が、出席をいただいてございます。

また、国土交通省から大澤不動産業監視官にご出席いただいてございます。

- ○大澤国土交通省不動産業監視官大澤でございます。
- ○田久保石油流通課企画官

プレスの皆様方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきます。引き続き傍聴される方はご着席ください。

○橘川座長

それでは、早速議事に入りたいところでありますが、現在まだ継続しております熊本地震の件があります。そこでのLPガスの状況につきまして、まず口頭ですが、田久保企画官からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田久保石油流通課企画官

それでは、口頭で恐縮でございますが、熊本震災に伴う被害の状況等について、ご紹介をさせていただきたいと思います。

熊本県内では400を超えるLPガス販売事業者が、約50万世帯の消費者に対してLPガスを供給をしてございます。熊本県内には41カ所の充填所がございますが、一部の充填所が被災したものの、幸いに大きな被害はなく、LPガスのサプライチェーンに支障を来してはございません。

また、消費者への供給についてでございますが、大手、元売り、卸事業者が現地に70名からなるサポート部隊というのを派遣をしてございます。また、被災地の事業者も事務所が損壊した被災地の4事業者がございますけれども、これらの事業者は仮の事務所を設けて顧客の安全点検を実施してございます。また、被害が比較的小さかった県内の販売事業者も、30名ほどからなるチームを編制いたしまして、転倒したボンベの回収を行っているというところでございます。

被害が大きかった地域のLPガス消費世帯は、県内トータルの約半数以上となりますけれども、 これらの努力により特段の困難は生じていないという状況でございます。

また、被災地に多数設置されております避難所でも、炊き出し等でLPガスが活躍をしているところでございます。

阿蘇大橋が崩壊しまして交通アクセスに支障が生じた南阿蘇村でございますが、そこでも複数の避難所が設置をされてございます。当初、LPガス供給が心配をされましたが、隣接する高森町のガス販売事業者が他の販売事業者の供給先を含めて、それぞれの避難所を直接回りまして、LPガス補充の有無の確認を行っていただいたところでございます。これらは今回の震災対応の一例ではございますが、こういった事業者の対応がLPガスを最後のとりでとして支えていただいているということを、きょうここでご紹介をさせていただきます。

以上です。

○橘川座長

どうもありがとうございます。何かこの点に関してご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

2. 議題

(1) LPガス業界を巡る諸課題への対応について

○橘川座長

それでは、早速、議題に入らせていただきます。

まず、最初の議題はLPガス業界を巡る諸課題への対応についてということで、前回のご指摘 事項ということになります。その件に関しまして、1のLPガス料金の透明化に向けた業界の取 り組みについて、前回のワーキンググループで大石委員からご指摘があった点があると思います。 また、そのほかにもエルピーガス振興センター、全国LPガス協会の方から説明をいただきまし た。ということで、それをまず説明していただきたいというふうに思います。

まず、エルピーガス振興センターの嘉村さんからお願いいたします。

○嘉村エルピーガス振興センター専務理事

資料3としてお手元にお配りされている資料をごらんいただければと思います。

ただいま橘川先生からご紹介ありましたように、前回、大石委員から、LPガスが自由料金であることを改めて国民に広報してほしいとのご意見の紙が出ておりましたけれども、私ども資源エネルギー庁からの委託事業で、ここに3つ書いておりますけれども、LPガス地方懇談会、LPガス講習会、あとパンフレットを作成・配布ということで、3つの手段でこれにかかわる広報

を請け負ってやっておりまして、懇談会におきましては各経済産業局の管轄ブロックごとに、毎年9カ所で消費者団体の代表、それから販売事業者団体の代表、学識経験者、行政関係者が会する会合なんですが、ここでさまざまな問題を意見交換する中で、LPガスは自由料金であることが必ずしも確かにご指摘のように徹底されていないということで取り上げられるということが多々ございまして、そこでまずそういう周知がされております。

それから、LPガス講習会でございますが、これも年間25回程度行うことになっておりまして、主に一般消費者の方を対象に実施しております。昨年の例でいきますと、25回のうち23回が一般消費者向けでございまして、その場合には必ずLPガスが自由料金であることをご紹介をさせていただいております。そういう形でやっておりまして、毎年4,000カ所以上にこの開催案内をお配りしておりますので、要請があったところに対してはそうした広報活動をやっております。

3番目、パンフレットでございますけれども、「LPガスのある暮らし」という題名のパンフレットを毎年、一般消費者向けに作成しておりまして、35万部作成し、約6,000カ所に配布させていただいております。

先ほどご紹介しました懇談会や講習会でもこの資料を使ってご案内しておりますし、個別の要請に応じて配布をしているという形でご案内をしております。この中でLPガスで自由料金であるということを明記した部分がございまして、そこでご案内をしている状況でございます。

以上でございます。

○橘川座長

ただいま大石委員の1つ目のご質問でありました「LPガスが自由料金であること」についてのPRについての一応のご回答ということだと思いますが、2つ目のご質問でありました液石法第14条書面の実態について、今度は全国LPガス協会から資料4に基づいて説明をお願いいたします。

○内藤全国 L Pガス協会会長代理

全国LPガス協会の内藤でございます。本日は、本来でございますと会長の北嶋が出席すべき ところでございますが、あいにく社用がございまして上京がかないませんので、代理としてご説 明をさせていただきます。

また、先ほど田久保企画官のほうから熊本地震についての状況報告がございましたが、皆様方からライフラインの一翼を担うLPガスに対して、いろいろとご支援をいただいております。改めて感謝申し上げます。

現在、熊本県LPガス協会を中心に、地元の販売事業者が一丸となってお客様に対するLPガスの供給に支障が生じないよう努力しているところでございます。

一方、LPガスを主に供給しているエリア、そういうところには大変観光地が多いのですけれども、観光地の入り込み客数が激減しておりまして、ゴールデンウイークを控えて地域経済の2次的な被害も懸念されるところであります。これは資源エネルギー庁というよりも経済産業省全体かもしれませんが、こちらのほうのご支援もよろしくお願いいたします。

それでは、資料4に基づき液石法第14条に基づく書面交付について、ご説明させていただきます。

本日は神奈川県LPガス協会と兵庫県LPガス協会がそれぞれ作成しております交付書面を配付させていただいております。最初のものが神奈川県で、2つ目のものが兵庫県です。実際には各販売店がこの14条書面に料金表を添えてお客様に配布する、または自社独自の表現をつけ加えてオリジナルのものを作成するといったような場合がございます。

記載すべき事項については、どちらの書面の中にも漏れなく書かれておりますが、とりあえず 兵庫県の例をごらんになっていただければと思います。いずれの県もこのモデル的な書面の作成 に当たっては、県庁の所管課、消防保安課とか、いろんな名前がございますが、そういう所管課 の了解のもと作成しております。

記載すべき事項につきましては、法律第14条に規定されております。それに従って、この兵庫県の例もありますが、まず1番目がLPガスの種類、そして2番目がLPガスの引き渡し方法、そして第3項が供給設備及び消費設備の管理の方法、そして4番目が消費設備の調査の方法及び調査の結果、技術基準に適合していないときのとるべき措置、そして第5項が7区分の保安業務の内容とその実施者の名称、そして6番目にその他経済産業省令で定める事項ということになっております。

そして、法律第14条第6項の経済産業省令で定める事項につきましては、液化石油ガス法施行規則第13条に書面の記載事項ということで、さらに細分化されたものが書かれております。それに当たりますものが販売事業者及び保安機関の責任に関する事項、そして一般消費者等の責任に関する事項、計量の方法、そして質量により販売した場合であって、消費されないものの引き取りの方法です。そして第5項が価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目とで算定の基礎となる項目とでである。これの説明です。ここが今回話題になっております料金の問題に関するところでございます。

そして第6項が供給設備及び消費設備の所有関係、そして第7項が供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に関する費用の負担の方法、そして第8項が販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において云々ということで費用の額及び徴収の方法、そして第9項が消費設備にかける配管についての精算額の計算方法、そして第10項は保安機関の名称、

住所及び連絡方法ということで、細かく規定されております。

この兵庫県の例も、神奈川県の例も、必要な事項については全て網羅した形になっております。それ以上に追加的に県庁のご指導のもと、いろんなものが追加になっております。

そして、戻っていただきまして、それでは兵庫県の例を見ていただいて、後ろから2枚目に「LPガス設備確認書」というのが項目がございます。その次に「書面の交付および受領」というところがございます。ここに3行ほど文章が書いてございますが、その後段のほう、なお書きでございます。「お客様は本書面を十分熟読・ご確認のうえ、受領欄に必要事項のご記入をお願いいたします。」ということでございます。

そういう意味で、契約時にはお客様にご説明をして、ご理解をいただいたということで押印を して、双方がこれを持つという形になっております。

また、定期的にお役所からの立ち入り検査がございまして、きちんと14条書面の交付がなされているかどうかのチェックもなされております。

このような仕組みですので、販売店側からすると、消費者の方々には確実にお渡ししていると 理解をしております。

以上でございます。

○橘川座長

どうもありがとうございました。

それでは、今、お二方からご説明ありましたけれども、これについて委員の皆様からご意見、 ご質問賜りたいと思います。

まず、大石委員はいかがでしょうか。

○大石委員

ありがとうございます。前回の質問に関してお答えいただきましてありがとうございました。 それで、さらに2つほど質問させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

まず、最初にお答えいただきました嘉村専務理事さんのお話しですが、いろいろなところで周知活動をされて努力していただいているという点についてはよくわかりました。ただ、いかんせん事業者さんの数が2万軒もあり、またそれぞれの需要家である消費者が全国に存在しているということですので、その全員に情報が届くというのはなかなか難しいとは思いますが、唯一各個人に行くものとしては、検針票というものがあります。毎月、必ず個人のところには届くわけですので、そのなかに、例えば県のLP協会の電話番号などを入れて、契約や料金など直接事業者には聞きにくいことなど、何か不明な点や苦情・要求がある場合には協会に電話して聞いてください、というような処置の方法というのはできないのでしょうか、というのが1点です。

それから、2番目の内藤専務理事からの回答、ありがとうございました。この契約時の書面のほうですけれども、確かにこれらが消費者にきちんと届いていれば、いろいろなトラブルというのは起こるはずもないのではないかなと思うほどきちんとした内容だと思いました。ただ、この書類を見せていただいて、料金のことについての記載がやはり少ないことが気になりました。この書類とは別に料金表というのがつくというお話しでしたが、実はその料金表がどのように消費者に通知されているのか、というところが一番知りたい部分でした。今回、保安のことですとか設備のことについては、きちんとこの契約書面の中で書いてあることはわかりましたが、標準料金とまではいかないまでも、もう少し消費者に料金に関する情報提供が必要ではないでしょうか。例えば、今後値上げする場合はこのように前もってお知らせします、などの説明が必要かなと思いました。料金表については、どのような内容が書いてあり、いつ知らせるのか、というのを教えていただければと思います。

以上です。

○橘川座長

ほかの委員の方々からもご質問を受けて、最初の質問はどちらかというと全LP協に対する質問だったように感じますが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

それと、後段の質問はもしかすると後のほうの議題にかかわってくる可能性もありますが、じゃ、まずは内藤さん、今のところでいかがでしょうか。

○内藤全国LPガス協会会長代理

検針票に記載をというお話でしたけれども、検針票ではなく、多分その請求書のことだと思います。 検針票は必ずしも全者には配られません。例えば集中監視システムのお客様の場合は検針 票はないので、結局、請求書になると思います。

その請求書の中には恐らく料金についてご不明の点はお店に問い合わせてくださいという文章 が多分入っていると思います。それは業者さんの自由裁量の余地なので、強制することはできな いのかなと思います。業者さんに問い合わせればきちんと説明する義務はございますので、そこ はご心配いらないと思います。

それから、後段のほうですが、料金表の問題については、私どもは業界団体でございまして、 その料金情報、価格情報を収集することについては大変神経質になっております。公正取引委員 会との関係で非常に微妙な問題が発生いたしますので、料金表についてはもちろんどこかお店に 行って見たことはありますけれども、協会として料金表を収集したことはございません。

できましたら澤田委員なり関口委員に補足していただければと思います。料金表を各社できち んとつくっておりますし、料金を改定する際、値上げする場合、値下げする場合には、法律の第 14条により遅滞なく交付しなければならないことになっております。そこはきちんと法律を守って皆さんやってらっしゃると理解しております。

以上でございます。

○橘川座長

関口委員、澤田委員、いかがですか。

○澤田委員

料金表に、やはり協会名を書くのは大変難しいです。しかし会社の名前が書いてありますもので、お客さんに問い合わせしていただけますし、またLPガスのお客様相談センターのほうにいろんな情報が全部入ります。そうすると、そこから各販売店に連絡して、お客様に説明する体制をとっています。県協会では年1回消費者の方と一緒になって、1年間にこういう問題がありましたと、こういう対処しましたということで説明させていただきます。

ほとんどの業者は真面目にやっています。ほんの一部です。その一部がLPガス業界全体ということじゃないということだけご理解していただきたい。そのように思っています。

以上です。

○橘川座長

関口委員、お願いします。

○関口委員

当社では、ご契約の際に14条書面プラス料金表と早見表をご説明するのと、毎月の検針伝票、 そして自動検針のお客様には自動検針はがき請求書にその月の基本料金と従量料金で、来月値上 げ・値下げがある場合は、来月の価格は幾らになりますというのを記載して、プラス、それとホ ームページと会社の店頭の掲示板にガス料金を掲示しております。

ただ、ほかに比較して見るものとしての県の協会ですとか、資源エネルギー庁のホームページ とかについては、実際は訪問勧誘による売り込みがあったときに、こういう第三者の意見を聞い てくださいとか、第三者の資料も見てくださいということで、実際は売り込みがあったときにご 案内しているような状況です。

○橘川座長

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

関口委員、何か神奈川県協は110番的なこともやられているというようなことをお伺いしました。それはいかがですか。

○関口委員

こちらについては料金ではなくて、プロパンの現場で火事があったとき向けの110番センター

になります。

○橘川座長

ほかはいかがでしょうか。それで、多分、大石委員の後段のご質問はこれからの議論のところにまた出てくると思いますので、先に進んでよろしいでしょうか。

(2) FRP容器普及に向けた課題と業界の取組について

○橘川座長

それでは、続きまして、ちょっとその前に別の議題ですが、FRP容器普及に向けた課題と業界の取組についてということで、日本LPガス団体協議会、富士瓦斯、エルピーガス振興センターの順にご説明をいただきたいと思います。

それでは、まず最初に日本LPガス団体協議会の土橋事務局長、よろしくお願いいたします。 〇土橋日本LPガス団体協議会事務局長

日本LPガス団体協議会の土橋でございます。FRP容器のここまでこぎ着けた歴史の話のほうをメーンにさせていただくという形で、津田社長のほうは現実にもう使われている具体的な内容をお話ししていただくというような形で、役割分担させていただいております。

資料5をごらんください。それと、あと資料の一番下のほうに日本LPガス団体協議会でつくりましたFRPのカラーパンフレットが入っておりますので、ごらんいただければと思います。

それと、あとここにあるのが7.5キロの質量販売のFRP容器という現物でございます。ガスは入っていませんけれども現物で、大体4.5キロぐらいの重さでございます。

じゃ、資料の2ページをごらんください。「はじめに」ということで、どういう経過でFRP 容器を日本に持ってきたのかということを少しまとめてみました。

欧米諸国では既にFRP容器は製造されてから約20年ぐらいたっております。2000年ぐらいから製品が出てきております。軽量・美観がよい、欧米において普及が急速に進んでおりまして、1,000万本を超えていると。中東、南米、東南アジアにおいても使用されております。諸外国、海外旅行なんかするとこのような感じの容器を既に皆さん、ごらんになった方はいらっしゃるかと思います。

私どもは平成18年、2006年なんですけれども、シカゴでWLPGA(世界LPガス協会)の総会フォーラムが開かれておりまして、日団協会長を含め、多数の業界関係者がご出席なさり、そのWLPGAの機器展示会、総会とあわせて機器の展示会が行われておりまして、そこで皆さん、ごらんになって、平成12年、2000年ごろから欧米で使用開始されましたLPガスFRP容器が非常に大々的に展示紹介されていると。LPガス関係事業者の皆様方から、FRP容器はLPガス

業界の抱えるさまざまな諸問題解決に資するツールであると、また、分散型エネルギーとしての LPガスの利便性をさらに有効に発揮できるものであるというようなことで、早く日本でも実用 化を図って、検討を開始すべきという気運が皆さんで盛り上がりました。

そのためには、日本では当時、FRP容器の技術基準がございませんでした。法制度上、実用 化が認められていなかったという形で、日本では使えないという形でございました。そのため、 平成19年、2007年でございますけれども、ちょうど9年ぐらいたつんですけれども、日団協サミ ット、日団協というのは5団体の会長会合がございまして、その会合でFRP容器の実用化に向 けた検討を始めることが審議・決定されました。

それ以後の取り組みが3ページ目でございます。まさに日本に新しいものを持ってくるというのは非常にお時間がかかることで、やっぱり諸制度上、大変な作業がかかるというような表になっております。平成19年度から20年にかけまして、日団協で実用化の方針が協議されまして、経済産業省の補助事業を、KHKの協力を得まして、まずは海外調査を行い、安全性の調査などを実施しております。そして、それをもとにして日団協でFRP容器の委員会、ワーキングをつくりまして、検討を開始しております。

平成22年4月には国内容器メーカー様がKHKの事前評価申請許可取得のために、後ほど写真が入っておりますけれども、広島県の呉でFRPの火炎暴露試験という、実際にいわゆる炎の中に入れまして、どういう状態になるのかという実験を実施いたしました。

さらに翌年の23年10月に、LPガス、FRP容器の安全性を今度確認するために実証試験をやろうと、国内容器メーカー様がKHKの承認を得まして、ここにありますのはノルウェーのラガスコ社製のFRP容器なんですけれども、LPガス事業者と協力して、充填、取り扱い、消費のモニター試験を23年から25年にかけて、約2年間実施しております。

さらに平成25年7月に日団協理事会におきまして、液化石油ガス用プラスチックライナー製ー 般複合容器、FRP容器を正式に言いますとこういうような形になるんですけれども、それの技 術基準が日団協の理事会で承認され、我々の日団協自主基準として制定されたと。

さらに27年2月には高圧ガス保安法の政省令改正がなされまして、FRP容器の一般販売に向けた法的整備が完了しております。ですから、実質的にこの部分まで来るのに苦節7年、8年以上かかっているということでございます。

さらに27年8月、昨年ですけれども、国内容器メーカー様がラガスコ社製7.5キログラムの、これでございますけれども、FRP容器を輸入し、国内での最終検査に合格しております。9月から7.5キロの特認販売を開始するという形で取り組んでおります。

12月にはさらに7.5キロのFRP容器の日団協基準に準拠して形式承認を取得し、今度は一般

販売、特認ではなくて、条件つきじゃなくて、通常の販売を開始するということとあわせて、質量販売ですと10キログラム以下ということでございますので、10キログラム以下の容器の輸入・一般販売を検討を開始したというところまで今来ております。

4ページ目をごらんください。LPガス用FRP容器の特徴でございます。既にカタログのほうにも書かれておりますけれども、非常に安全性が高いと、鋼製容器に比べて安全性が高い。18年も経過して、世界で1,000万も使われている。北極圏マイナス40度から砂漠地帯65度に至る各国で安全に事故もなく使用されていると。耐圧性は鋼製容器の約2倍、約150気圧である。火事に遭っても爆発しないと。後ほど写真がございますけれども、火炎暴露試験にて実証はされております。

軽い。いわゆる鉄製の鋼製容器に比べまして約2分の1程度ということでございます。室内外を問わず持ち運びが簡単で、省エネ配送に資するのではないか。

さらに、さびない。沿岸地域や船舶での使用に適している。鋼製容器に比べ再検査費用が安くなるのではないか。

また、これは半透明で、ちょっとこれではわからないんですけれども、何も入ってないんですけれども、液が入りますとここのところに目視で見られると。ちょっと影が出てきまして、見られるということで、自分でガス切れ防止の策がとれると。

カラフルである。この外側の容器、これは青ですけれども、そこに写真が載っていますとおり、 オレンジあり赤ありという形で、非常に美観にすぐれ、室内においても違和感なく使用できるよ うな形になっております。

5ページ目でございます。実用化の目的ということで、我々日団協が取り組んだ内容でございます。FRP容器はそれなりにメリットがあると。想定される用途として、需要家宅内での厨房、暖房、衣類乾燥機、ファンヒーター等、あるいはガーデンパーティー、バーベキューグリル等で使う。店舗での屋外暖房、パラソルヒーター等、あるいは先ほども熊本のお話が出ましたけれども、災害時の備蓄エネルギーとして使おう、雪国での冬季使用というようなことをあわせ持って、基準化の必要性があったので、日団協では高圧法容器保安規則に沿った基準化をずっとやってきたわけです。それがFRP容器の製造や普及推進につながるということで、我々は取り組んできたわけです。

6ページをごらんください。これは火炎暴露試験の写真でございます。FRP容器の輸入許可に当たり、日本製バルブを取りつけたラガスコ社製、これですけれども、ノルウェー製7.5キログラムのLPG用FRP容器について、欧州規格EN14427に準拠した火炎暴露試験を平成22年4月13日、広島県の呉で行っております。そこに燃えているシーンがございますけれども、7ペ

ージ目にちょうどその試験の準備段階からどういう形になったかという写真が載っております。

試験準備ということで、これは下は灯油なんですけれども、灯油のプールの上にちょうど充填した容器を載せまして、着火して、実際に鎮火後どういう形になったのかと。縦置き鎮火後という形で、プラスチック製ですので、ぐじゅぐじゅと潰れてしまうというような形で、爆発しているわけではないと。横置きの鎮火後もこのような形で風体は残っていると。ということで、呉市の消防の皆さん方もこのような安全な容器が早く普及してくれればというような形でお話を受けております。

では、どんなような自主基準が必要だったかということを8ページ目に記述しております。8ページ目に記述している基準、日団協では例示基準として制定が必要な技術基準類について、学識者、消費者代表などを委員とするFRP基準化委員会を開催いたしまして、日団協技術基準及び技術指針を策定しております。

全部で今5つございまして、そのうち3つが技術基準、残りの2つが技術指針という形で分かれておりますけれども、いずれにしましても日団協で技術基準をつくったということでございます。

さらに、9ページ目をごらんください。ですけれども、まだまだ問題はございます。後ほど津田社長のほうからも問題点は出てくるかと思いますけれども、まだ現状では質量販売をベースにした10キログラム以下の容器を対象にしていますので、質量販売の問題点がやはり出てきております。FRP容器は質量販売先消費者への需要開拓も一つの目的であるが、FRP容器実用化後の普及促進においては、原稿液石法質量販売の規制では、質量販売の一般的な普及はなかなか難しいと。なかなか制約条項が多くて、日本の液石法というのはどちらかというとメーター販売を中心にした法律になっております関係で、メーターを使わない質量販売の基準というのは非常にやはり難しいということで、限定的な使用になってしまうということでございます。

質量販売の規制はFRP容器に限定されたものではなく、鋼製容器についても該当することから、業界においてはFRP容器の実用化とは別途の場を設け、質量販売規制の検討を開始する必要があるということで、一応これは日団協の質量販売規制ワーキングという形で、ずっと今でも議論は続けております。

今後は、消費者によるFRP容器使用の実態の確認、実態と法基準との相違・問題点を整理し、 さらに実証事業を通じて消費者保安の担保を調査した上で、業界としての解決法を明確化してい くという形で、日団協はさらにこの問題を潰していきたいということでございます。

10ページをごらんください。これは欧州の実際の例なんですけれども、日本はまだここまでなかなかいきませんけれども、ガソリンスタンド、ホームセンター等でデポジットでFRP容器が

売られている。各種の鋼製容器も売られているわけですけれども、このような販売が行われている。

さらに配送車ですけれども、充填所に置かれている配送車、ラックで2段積みで置かれている。 さらに鋼製容器なんかも一緒に運ばれるような形で置かれている。さらに、充填所の中でこうい う形でFRP容器が充填されていくというような写真を参考につけております。

以上、雑駁でございますが、FRP容器を日本に持ってきた経緯のご説明でございます。 以上です。

○橘川座長

どうもありがとうございました。

それでは、FRP容器の使用に積極的に取り組まれています富士瓦斯の津田社長にご説明をお願いします。

○津田富士瓦斯社長

富士瓦斯の津田でございます。よろしくお願いいたします。この場で説明させていただくことに、まず大変感謝しております。私のほうから、実際にお客様のところに既にLPガスをFRP容器を使いまして供給しているという立場から説明させていただきたいと思います。

まず我が社の取り組み、それからお客様の声、それから普及に向けた課題という3点について きょうはお話しさせていただければと思います。

まず、開いていただいて、弊社について簡単に説明させていただきます。弊社はいわゆる中堅 事業者という形でございます。充填工場を世田谷区のほうに1カ所持っておりまして、顧客件数 としては約、直売で8,000軒と。卸業というか、受託業務を含めますと約2万5,000軒にガスを供 給させていただいております。

ちょっと変わっておりますのは、世田谷区という特殊な立地でございまして、非常に都市ガスが普及しているエリアということで、20年ぐらい前から徐々に顧客の件数が減少してくると。都市ガス化がどんどん進展していくという中で、LPガス特有の市場というものに目を向けるという取り組みを約20年ぐらい前、15年ぐらい前からでしょうか、積極的に行ってまいりました。その流れの一環としてFRP容器についても積極的に現在取り組ませていただいているというところです。

めくっていただきまして、3ページです。現在、昨年の8月からFRP容器を導入いたしまして、約300本の容器を使ってお客様に供給させていただいております。弊社の場合は、FRP容器の場合は小型容器というところもありまして、主に都心部の業務用のお客様、そこに代表的なものが載っていますが、そういうところでパラソルヒーターですとかバーベキューといったよう

なところを中心に供給させていただいております。このほかにも一般家庭におきましては、ファンヒーターでありますとか、あるいは個人宅でのバーベキューといった、そういった用途でのお客様もほかにも複数ございます。

では、具体的な顧客の写真を用意しておりますので、ごらんください。まず、これは調布のバーベキューレストランでございます。こちらはバーベキューの機械が60基ほど設置してある、かなり大型のバーベキューガーデンでございますが、こちらは従前より弊社で供給しておりましたが、FRP容器導入に際しましてはいの一番に採用していただいたお客様でございます。

ほかには真ん中に蚊取り器が置いてありますが、これはLPガスを使った蚊をとる機械でございますが、こういったものにも、こちらはFRP容器じゃ残念ながら調整器の形状の違いで採用されないんですが、小型容器なども使っていただいておりますし、冬季にはパラソルヒーターも使っていただいているといったお客様です。

次にめくっていただきまして、こちらパラソルヒーターでの使用例でございます。こちらは新 宿のハンバーガーショップになりますが、先ほどのバーベキューガーデンもそうなんですが、従 業員の方が容器交換していただくということで、やはり非常に軽量化された容器で、大変ご好評 をいただいております。

続きまして、厨房機器メーカーのショールームですが、都市ガスのビルの中にあるということで、LPガスの配管等もないということで、ショールームに使われる機器類に接続して使っていただいているという事例でございます。

次でございます。こちらは遠赤のストーブになりますが、渋谷のカフェでの補助暖房ですね。 どうしても足元が寒いといったような場合に、こういった形でストーブやファンヒーターに接続 して使っていただいているということです。お客様から非常にいい評価をいただいているという ことが言えると思います。

めくっていただきまして、FRP容器の特長。これは先ほどご説明がございましたので、詳しくは説明いたしませんが、私のほうからカップリングというものについてちょっと説明させていただければと思っておりまして、FRP容器というのは、見た目ですとか素材の問題もあるんですが、非常に大きな特徴としましては、カップリングつきの容器バルブがついているところが大きな特徴でございまして、これは平成17年から認可されたものですが、そちらの説明をします。

これが調整器になっていまして……

○津田富士瓦斯社長

近くに。この部分がカップリングと言われている部分ですね。容器バルブというのがここについていまして、これが、このつまみをひねるとガスが出ると。従来型の容器ですと、この段階で

すと開いたらガスがびゅっと出ます。もし引火すれば火炎放射器のようになるということです。 この容器の場合はこの中にガスが入っていても、開いてもガスが出ません。というのが1つのま ず特徴でございます。

もう一つは、従来ですとこの調整器というやつをねじでねじ込んでいくんですけれども、こちらの場合ワンタッチでこのように簡単にはまると。あるいは取り外しもこういった形でワンタッチでできるということですね。要は消費者の方が直接自分たちで脱着をしていただけるような発想になっているという意味での安全性が非常に高いと。例えば爆発しないとかいった問題、プラスアルファ、こういった形での安全面が非常に強化されているということが言えると思いますが、これはFRP容器の特徴というよりは、カップリングというものの特徴だというふうに認識していただければいいかなと思います。

したがいまして、小型容器に関しては従来型の鋼製容器についてもカップリングがついている ものとついていないものがございます。まず、このFRP容器の普及に際しましては、カップリ ングが充填できるような施設が少ないというようなことがあるということをちょっと認識してい ただければと思います。

席に戻ります。

それでは、説明を続けさせていただきます。このカップリングについては普及が平成17年から 認可されているんですが、ほとんどしていないというのが実態でございます。これについて後ほ ど説明させていただきますが、その前に需要家の声についてのまとめでございますが、我々の印 象としましては、使っていただいた方々にはFRP容器の利点というのは非常に大きく評価して いただいております。軽さもそうですね。女性でも扱えると。私の自宅でもファンヒーターは、 FRP容器で使っております。従前は鋼製容器を使っておりましたが、FRP容器になってから は家内が交換してくれるようになったということがございます。

それから、ガスの残量が見えるということは、特に業務用のお客様なんかはそうなんですが、 やはりお客様がいる間に交換したくないということで、早目に容器交換をするというようなこと があるんですけれども、見えるということで非常に安心して使っていただけるという部分でいい ますと、残ガスを使い切っていただけるようなケースがふえるということで、容器交換の頻度が 減少するというような効果も期待されます。

見た目についてはやはり非常に置いておいても違和感ないねというような評価をいただいております。鋼製容器についても別にグレーでなきゃいけないという法律は既に変わっておりますので、いろんな色をつけたりということは可能なわけですが、それでもやはりこういったビジュアル面については評価が高い、あるいは、もうちょっとほかの色はないのといったような要望も聞

かれております。

さらには、やはり7.5キロしか今ラインナップがございませんので、例えばファンヒーターを使った供給などになりますと、すぐにガスが切れてしまうというようなこともありますので、もう少し大型のと。屋内でも10キロまでは使えるというのが現行の法制でございますので、10キロ容器の登場を待っているというお客様もいらっしゃいます。

今後の想定される市場ということで、私どもとしてはやはりLPガスの特徴を生かしたというところですので、11ページをごらんください。いわゆる可搬性、簡易性、安全性というのがLPガスの特徴だと思いますが、特にこの可搬性というものに関しては、正直50キロ容器というものになってしまいますと、中身が100キロですので、配送員しか運べません。私も運べません。本当に可搬性があるのかという問題だと思います。

ところが、このFRP容器というのはうちの家内でも運べますし、非常に簡単な取り扱いができるという意味では、そのLPガスの特徴が本当に生かせるのかなと思っております。

特にLPガスの役割というのは、人口密集地であり都市ガスへの過渡的な役割みたいなところが大きいかと思いますが、都市ガスエリアじゃないところでの補完的役割と、2通りの役割があると思いますが、補完的なエネルギーとしての役割としては、やはり小型容器ですから、このFRP容器というのは非常に大きな意味を持つのかなということを実感しております。

12ページをごらんください。補完性ということで見ると、地理的・機能的というのがありまして、地理的というのは都市ガスが普及していないエリアということなんですが、私どもは都市ガスエリアの真ん中で商売しておりまして、機能的補完性というものにずっと注目してやってまいりました。一時的需要ですとか消費器具の移動を伴うような需要ですね。屋台ですとか、キッチンカーとか、あるいはもちろん災害需要、これも機動性が非常に重要です。あるいは都市ガスの住宅とかオール電化住宅では、やはり暖房がちょっと弱いと。配管をしなくていいというのが非常に大きな特徴でございます。きょう持っていけば、きょうから使えるというところで、例えば都市ガス住宅なんかで給湯器が壊れたといったようなお客様に対して、我が社のほうですぐに仮設をして供給をするようなこともございます。

こういった需要がかなりあるなと思います。こういう補完的役割というのは非常に大きいわけですが、その上で鋼製容器ですと重いですとか、中身が見えないとか、取り扱いにくいといった問題を解決してくれるという意味では、FRP容器の登場というのは非常に革新的な出来事かなと感じております。

最後に普及に向けた課題ということを説明させていただきますが、まず課題の1番目です。F RP容器に対する消費者からの評判はよい一方で、LPガス販売事業者の関心は低いと。残念な がらこれが今、実情かなと思っております。

じゃ、なぜ関心が低いのかと。1つにはFRP容器自体が小型容器であるということで、全体の市場の中では非常に小さい市場ということで、余り大手事業さん中心に興味を持たないというか、別に扱わなくても大丈夫だというような業者さんが多いというのが1つあるのかなと。

そのほかにも、先ほどお話が出たように、液石法上、質量販売に対する規定というのが非常に曖昧な場合がございます。これはメーター販売を中心につくられていると。圧倒的にメーター販売のほうが市場として大きいというのもありますので、いたし方がないのかなと思いますが、とりわけ30分問題というのは最近非常に言われております。これはご案内のとおり、通常のメーター販売においては事業所から30分離れた場所で販売しちゃいけませんと。いわゆる緊急出動といった部分では近いところの業者が面倒を見なきゃいけないということで、保安に関しての規制があるわけですが、こちらも現行ですと小型容器、移動する場合にもこれが適用されてしまうということになりますと、例えばキッチンカーですとかキャンピングカーといったような場合には、移動して使うことを前提としておりますので、一体どうしたらいいんだろうというふうに業者としては思ってしまうわけです。

つまり違法だというわけではないんですが、どうしていいかわからないというようなところで 商売をせざるを得ないという意味でいいますと、コンプライアンスの問題がありますので、大手 事業者さんは敬遠されるというところです。

また従来、ちょっと15ページを見ていただきますと、容器種別生産推移というのがございます。これで見ても、10キロ以下の小型容器の生産本数というのはどんどん減少しています。ただ、これは、じゃ需要が減っているのかというと、私はそうではないというふうに感じていまして、実際にどんどん私どものところでは引き合いがふえております。取り扱いをする事業者が減っているだろうと思います。それは、やはり販売店さんの廃業等が相次ぎまして、取り扱いがどんどん大型の事業者さんに移行していく中で、いいことではあると思いますが、コンプライアンス意識が高まるという中で、小型容器の販売から撤退していく、あるいはそういうことをしないようにしようという大手事業者さんがほとんどでございますので、地域に根差した販売店さんの現象というものが、こういった小型容器というものの減少に結びついているのかなというふうに推測しております。

ちなみに、参考ですけれども、うちの場合はどうなっているかといいますと、容器が1万8,000本ぐらいございます。次のページですね。そのうち23%が小型容器ということで、これは年々ふえております。ふえておりますというのは、やはりほかで断られたお客様というのが何となくうちに集まってくると。あるいは同業者から富士瓦斯に行けばやってくれるよというような

話でご紹介いただけるというケースがふえておりまして、年々取り扱いがふえているというのが実態でございます。

課題の2でございます。先ほど申しましたように、FRP容器は通常の充填工場では充填できません。カップリングつき容器バルブ専用のノズルがないところでは充填ができません。現在、聞いた話でございますが、充填できるのは24都府県に限られているということだそうです。ですから、残りの県では充填すらできないということでございます。関東でも東京、神奈川、千葉以外では充填できないというような話も聞いておりますので、なかなか普及は難しいのかなと思います。これはやはりカップリング式の容器バルブつき容器というものが普及していないというのが根底にございますので、こういうことがあるなと。

現在、充填用のアタッチメントというものもございまして、従来の充填設備にアタッチメントをつけて充填できるところもあるんですが、こちらについても都道府県によって許認可がまちまちであるというお話を聞いておりまして、認められない県もあるということで、非常に業者としては対応に苦慮しているということを聞いております。私どもの場合は回転充填機のほうに専用のノズルをつけまして、自動で充填できるような体制をとってやらせていただいております。

課題の3でございます。FRP容器の用途に適した屋外使用やキャンピングカー、キッチンカー、イベントでの利用に向けた機器類が整備されていないと。非常に安全性の高いFRP容器なんですが、現状やはり需要というか、市場自体が余りないので、調整器も1種類しかございません。ですので容量というのがありまして、例えば非常に容量の大きい、火力の強い機器類などでは使えないというのが現状でございます。あるいは、屋外用で使われる場合には、屋外用のガスコードみたいなものが現状ありませんので、ゴムホースを使うということで、あのオレンジのゴムホースですね、ああいったものを使って供給せざるを得ないという状況がございます。

あるいは、地域のお祭りなんかで焼きそばをつくるなんていう場合には、二重コンロというような鋳物コンロを一般の消費者に使っていただくわけですが、そういった場合に安全装置のついた機器類というのは余り普及していないために、せっかく容器自体は安全でも、その先の設備の問題で安全面が担保されないということが起きる可能性があるというのが現状でございます。

最後、まとめでございますが、FRP容器の普及に向けて必要なことは下記の3点だろうというふうに考えております。

まずは、非常に消費者からの評価は高うございますが、当然のごとくまだまだ知名度がございません。やはりここでは広報活動に力を入れる必要があり、使っていただく、知ってもらえれば必ず、こっちのほうがいいと言っていただけるという自信がございますので、そういった方向に持っていくことが業界を挙げて必要なのかなというふうに思っております。

2つ目です。LPガス事業者が質量販売を行いやすくするために、実態に即した法整備が必要であろうということで、まずこれがないと充填設備そのものが普及しませんので、幾ら使いたいというお客様がいても、まず充填できないということになってしまいまして、普及はできないだろうと思います。

それから、FRP容器の高い安全性を担保するためには、機器類や消費機器の開発・普及と一体に進めることが必須ということで、容器だけではやはり普及できません。調整器、ホース、それから消費機器、こういった部分とセットになって考えていくことが肝要かなと思います。

今、同業者の中でも価格面で、やはりFRP容器は非常に高価でございます。従来型容器の倍 ぐらいはしますが、価格が高いというような声もある一方で、幾ら価格が安くても、こういった 法制面、それから充填といった施設面での課題がクリアされないと、仮にただでもらったとして も使い道がないというのが現状なのかなと思っておりますので、周辺のことを含めて普及という のは考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えております。

私のほうからのご説明は以上でございます。ありがとうございました。

○橘川座長

どうもありがとうございました。

それでは、資料7、8。9もFRPにかかわりますので、それについて簡単にご説明を頂戴して、それから質疑応答に入りたいと思います。

まず、資料7の一般財団法人エルピーガス振興センターからお願いいたします。

○嘉村エルピーガス振興センター専務理事

資料7をごらんいただければと思います。

エルピーガス振興センターは、先ほども資料3でもご説明いたしましたように、資源エネルギー庁から委託事業でLPガスの地方懇談会というものを全国9カ所で毎年、実施しております。その中で資源エネルギー庁、具体的には例えば田久保企画官、高野補佐からだったんですが、全体のご説明の最後のほうにFRPに関するご紹介がございまして、それに対する各消費者団体の代表の方からのコメントをいただいております。それをまとめた資料がこれでございまして、どうしても資料に基づくご説明でございますので、きょうみたいに実物とか津田社長のように実際使われている事業者の方からのご説明ではないので、伝わり方としては十分じゃない点はあったということだと思うんですが、それでも13件ぐらいのコメントをいただいていますが、そのうち10件ぐらいは前向きな評価をいただいております。

最初の1番目、2番目ですが、やはり可搬性について非常にいいということで、屋内で使いたいという前向きなご意見。どちらかというと、自分のところにつないである地下の配管の腐食が

心配だという流れの中でおっしゃっているんですけれども、そういう容器が使えるんであれば屋 内で使いたいというお話。

それから、ガスの量がやはりカセットコンロを既にお使いで、ご利用利便性を非常に強く感じておられる消費者の方には、カセットコンロ用のガスボンベよりもガス量が大きくて、持ち歩きができるものであれば非常に使ってみたいと、こういうご意見が2点ほどございました。

2枚目にいきまして、そういうふうに安全性が高くて非常にすぐれたものであれば、もっとちゃんとPRしてほしいという応援のコメントを3件ぐらいいただいておりまして、特にガスについては爆発が心配だということをおっしゃる方が周りに非常に多いので、自分たちはきょう聞いて、FRP、あるいはFRPを使った使い方が非常に安全であるというのは理解したんだけれども、これをもっとPRをしていただかないといけないというようなコメントを3件ほど、ここに書いてあるような意見がございました。

それから、やはり外観が、きょうも見ていただいたように、非常に見た目がいいというご説明をいただいたものですから、ぜひ、どちらかというとこれは今既にLPガスをお使いになっている消費者委員の方だと思うんですが、外観が前から気になっていたんで、外に置いてあるものを置きかえられないかというような方向のコメントが4点ほどございました。

ということで、その一方、3点ぐらいは少し懸念を表明されるご意見がございまして、やはり 屋内使用を前提とするということで、本当にガスボンベを家の中に置いて大丈夫なのかというご 意見。それから、実際大事になったときに爆発しないというのは本当ですかと。これは先ほど実 験のご紹介がございましたが、実際それを動きのある絵としてごらんにはなってないので、やは り心配だというご意見だと思います。

それから、価格面についても1点、購入する場合にどういうふうになるのかというご意見がご ざいました。

以上でございます。

○橘川座長

どうもありがとうございました。

それでは、田久保企画官、資料8でお願いします。

○田久保石油流通課企画官

FRPについて製造段階、それと利用段階、消費段階の声についてご説明をいただきました。 私どものほうからは資料8に基づきまして、事務局として今後の対応についてということでご提 案をさせていただく資料をご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、まず資料の1でございますが、課題ということで、これは今、皆様方から既にご報

告がありましたとおり、まず現状、家庭業務用分野におけるLPガス需要というものは右肩下が りになっているんですけれども、これの維持拡大ということは、非常に国のセキュリティー上で もいろいろ必要になってくるということを考えております。

その観点から、FRP容器は重要かつ消費者サイドからの期待も大きいということは、先ほど のご説明からもありました。

また、新たな用途例として、これも先ほどからございましたが、オール電化の対策としてのガス配管を有しない室内での暖房用とかいうのもこれは当然考えられるということで、LPガスの需要の底支えという面においては非常に有効かと考えております。

また、低需要家、この7.5キロ容器は大体4立米ぐらい入るんですけれども、月4立米未満の ご家庭においてはこういうことを平時利用というものが可能ではないかと、このように考えてご ざいます。

今後、エネルギー間競争というのが本格化する中にありまして、政府、業界が一丸となって普及・拡大に向けた取り組みということを強化するということが重要だと認識してございます。

次、2ページでございますが、留意点でございますけれども、先ほども話がありましたが、従来の鋼製容器の場合にあっても、販売先である消費者による保安上の措置の徹底を懸念して質量販売を控える販売事業者が多く、FRP容器を利用したサービスを展開している販売事業者は現在一部にとどまっているという現状でございます。普及に向けた保安体制の確立ということが必要ということでございます。

この米印でご説明させていただきますが、先ほどご案内がありましたけれども、10キロ以下であっても、例えば液石法上では緊急時対応として、一般消費者等から通知があり措置を講じることが求められたときには、LPガス販売事業者は30分以内に到着し、所要の措置を講じる体制をとらなければならないというようなことになってございます。こういったことが今後の課題の一つと考えられてございます。

また、カップリングつき容器用弁に対応した充填機が不足しているということ、これもご指摘 がございました。設置数拡大のためには、充填機設置の経済性、合理性、それとか、あと充填機 の設置手続の合理化について検討する必要があると、このように考えてございます。

また、カップリング対応の燃焼機器が不足しているということも一つの懸念材料でございます。 こういったことにつきまして、電力の自由化、都市ガスの自由化ということが既に始まってい るという環境も考えまして、可及的速やかに解決策を見出し、LPガスの需要喚起をいち早く行 うことということが必要ではないかと、このように考えてございます。

そこで対応の基本的方向性でございますが、2つ提案をさせていただいてございます。

まず1つ、PR面でございますけれども、エルピーガス振興センターや全国LPガス協会等を 通じた消費者、それとガス機器製造事業者に対する一層のPRを進めると。特に消費者に対して は、自主保安に対する消費者サイドの意識の向上ということも必要であることを非常に手厚く啓 蒙を強化していくということだろうと考えてございます。

また2点目でございますが、保安分野も含めた国としての施策の検討にも資するように、28年度予算で確保された予算を利用した実証実験等を通じて、流通形態のあり方や保安の確保等への課題の対応策をまとめ、速やかな普及のための環境整備の構築を目指すということを提案をさせていただいてございます。

私からは以上でございます。

○橘川座長

どうもありがとうございます。

それでは、林委員からFRPについてご意見をいただいています。ほかのところは次の議題ということで、FRPについてまず。

○林委員

資料9をお出ししたんですけれども、FRP容器について私どもも平成18年にLPガスに対するアンケート事業を行いまして、こちらに報告書があるんですけれども、この中で皆さんのLPガスに対するイメージというところで灰色の暗いイメージというか、非常にマイナスイメージを持ってらっしゃる方が多かったので、このころはまだ法律で色も規定されているころでしたので、色はだめだなというふうに思って、ボンベハウスみたいなものでLPガスのイメージをよくできないかというふうなことも一応模索して、ちょっとご提案なんかもしてきたりしたんですが、その後でFRP容器のことを知りまして、本当に灯油のポリタンクのように気軽に海外で利用されて、しかも事故が起きていないというようなことを踏まえて、これは物すごくいいものじゃないかと直感的に思いましたので、その後ずっとFRP容器のことを追っていたんですけれども、やはり法制度ですとか保安のことに非常に課題が大きいということで、事業者さんたちが非常に消極的だということをたびたび聞かされておりました。

ここへ持ってきて、このワーキングでFRP容器のことを皆さんで前向きに取り組んでいただけるという状況になってきたというふうに見聞きしましたので、その辺のことを非常に心強く思っています。

特に東日本大震災の後にLPガスがたくさんの人の命を救い、今後もし大都市で起きたらどう しようというふうに思ったときに、都市ガスエリアですとかオール電化住宅などで非常にこれが 役に立つんではないかというふうに思いまして、私のほうとしても応援したいなと思って意見書 を書かせていただきました。業界全体で取り組んでいただきたいということと、消費者団体としては今後もこれの普及に関しても協力していきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○橘川座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

それじゃ、土佐委員、お願いいたします。

○土佐委員

全く非専門なんで、質問ばかりなんですけれども、まず、ちょっと情報を全体として整理させていただきたいというか、教えていただきたくて、まず、これは法律的には多分、液石法と高圧ガス保安法と両方ともかかわっているんじゃないかと思うんですけれども、具体的には技術基準を含めた省令のレベルでは、それは両方とも措置されているということになっているんでしょうか。

恐らくその技術基準でいえば、容器本体の基準と、それからその周りの充填とか、動かしたときどうとかこうとかとか、そういう類いの足回りというのか、周辺の基準と、それから多分、消費機器との接続の関連での基準とか、私は素人ながら、大きく分けると3つぐらいに領域的に分かれるんじゃないかと思っているんですけれども、おのおの全部あるんだろうかと。

そのアタッチメントの有無管理という話がありました、今ね。そういうあたりも、要するにそこでの技術基準がはっきりとまずあるかどうか。あるのであれば、あとはそれに型式承認を得るなり、認定を得るなりして、オーケーであればつくれるわけだから、普及の障害に一体何がなっているのかというのがちょっとわからないということで、結局その省令を初めとするところの基準がまだ不整合なのか、それとも、それは整合しているんだけれども、その認証等々に、あるいは型式認定等々に対するその意欲というのか、それが弱いのか、そのあたりがちょっとよくわからないというので整理をお願いしたい。

それから、もう一つ、これは諸外国ではよく使われているということなので、多分その認証基準の相互承認とか、あるいは相互じゃなくて一方的かもしれないけれども、そういうことを我が国政府と、それからほかのところがやりさえすれば、それは輸入促進という意味ではいっぱい入ってくるわけですよね。一方、一番極端に言うと、今申し上げたような各種技術基準に関して2国間で、また多国間でそのような政府間で基準認証の相互承認がされれば、たとえ仮に我が国で十分なメーカーの供給力がなくても、海外から商品が入ってくると、容器が入ってくるというこ

とになりますので、そのような基準認証の国際化というようなあたりはどういうことになっているのかなというようなこと、素朴にちょっとわからなかったということです。 2点お願いします。 ○橘川座長

ちょっと議論の前提になるような話なので、まずは事務局でお答えいただいたほうがいいと思 うんですけれども。

じゃ、宮本さん、お願いいたします。

○宮本高圧ガス保安室室長補佐

高圧ガス保安室の宮本と申します。よろしくお願いいたします。

今お話のありましたFRP容器への充填に際しては、これは高圧ガス保安法の手続が必要となります。実際には高圧ガス保安法の許認可の権限は都道府県知事に移譲されておりますので、実際には都道府県において許認可等の手続を行っております。実際に県のほうの対応を幾つかの県のほうに聞いてみましたところ、実際にこのFRP容器の充填の方法については2つございまして、まず1つ目は従来の充填へッドにかえて、カップリング用の専用の充填へッドにかえて充填する方法。これは、いわばその設備の変更に当たりますから、これは高圧法に基づく許可の変更を手続として求めておりますということでございます。

あと、もう1点は、先ほどアタッチメントの話がございましたけれども、FRP容器と、それから充填へッドの間をつなぐアタッチメント、これをつないで充填する方法がございます。県のほうとしては、このアタッチメントというのは配管と、それからバルブの機能を持っているものだと判断しておりまして、要はその充填ホースの先にある充填ヘッド、その先にアタッチメントをつけて、実際にFRP容器に接続して充填をしているということで、県のほうではこの配管の延長プラスバルブの追加がされたものというようなものとして判断して、これもやはり私が聞いたところによりますと設備の変更に当たるということで、変更許可を求めているというふうなことでございました。

ただし、一度その変更許可を受けたものについては、後で何回も脱着したり取りかえすること については、それは自由にできるとしているということです。

都道府県は、全ての都道府県を聞いたわけではないんですけれども、このような形で対応している都道府県がおりまして、一方で県の担当者ではFRP容器そのものを知らないと言っている担当者もおりました。こちらの先ほどの富士瓦斯さんの資料でも、充填できない箇所があるとか、先ほど認めてないところがあるというようなお話がありましたけれども、そもそも都道府県の担当者自身がFRP容器について知らないというようなことでございまして、なので今、都道府県のFRP容器の取り扱いについては、日団協さんを初め議会団体さんのほうで県に手続を確認さ

れていると聞いておりますけれども、その際に手続の確認とあわせて、まさにこちらのほうの資料の19ページにございますけれども、まずFRP容器を知ってもらうことが重要ということなのかなと私は思っておりますが、とりあえず私のほうからは以上でございます。

すみません、先ほど技術基準のお話がございましたけれども、実際に県のほうでは何を検査しているかといいますと、これは高圧法の液石則に基づく技術基準に照らしまして、例えばバルブの耐圧、それから気密性、それから強度、材質等について検査をしているということでございます。

以上でございます。

○土佐委員

さらっとよろしいですかね。要するに、当初の私の問題意識でいいますと、公的な基準はちゃんとしているんだと、それから技術的な基準に関する自主規制基準もあるということで、それが要するに現場にまで十分おりていないということの、そういう理解でよろしいんですか。基準そのものはしっかり、もうあるんですね。その点どうなんでしょうか。確認だけですけれども。

○宮本高圧ガス保安室室長補佐

私が聞いたところによると、そもそも問い合わせも相談も申請も、もちろん申請に当たっているんですけれども、そういったお話がそもそも来ていないということです。

○橘川座長

ちょっと、それじゃほかの委員の方も含めてどうでしょうか。 はい、どうぞ。大石委員、お願いします。

○大石委員

ありがとうございます。今はまだ、いろいろ難しい問題はあるにしても、やはり今回の熊本の 地震でもそうだったと思いますが、消費者が災害時対応で何か燃料等を準備しておきたいという ときに、石油の場合は1年もたつと酸化が起きて変質してしまうので、今はカセットボンベで対 応している方が多いのではと思います。ですが、カセットボンベですと短時間しか使えないとい うこともありますので、このFRP容器が本当に使えて、家庭で災害対応などにも置いておけると いうことになれば、これは消費者にとっては、とてもありがたいと思います。

1つ質問です。この容器は海外製ということでしたが、今後日本で容器をつくる可能性という のはあるのでしょうか。全て海外から持ってこなければならないというのは、環境面から考える と、それでいいのかという疑問があります。

リユースできる、充填して何度も使えるという意味ではいいことだと思いますので、もし本当 に日本で普及しようとするのであれば、海外から持ってくるというよりも、日本でこの容器を作 るメーカーがあらわれるといいなと思っています。

それから、あと、保安の問題で、必ず一定時間内に駆けつけなければいけないので、屋外に持ち出して使うのは難しいというお話がありました。それで教えていただきたいのですが、実際に既存のLPガスのボンベを、例えばお祭りやイベントの折に屋外で使っていらっしゃる事業者があると思うのですけれども、その場合には、どういう届け出をしてオーケーということになっているのかということを教えてください。以上です。

○橘川座長

これもお答えいただいたほうがいいですかね。どうでしょう、すぐ。その他お答えありますか。 それじゃ、国産化の話をまず。

○土橋日本LPガス団体協議会事務局長

容器の製造の問題に関しまして、今、日団協で把握している限りにおきましては、国内産の容器も今いろいろと国内のメーカー様がいわゆる試験といいますか、製作試験をやられている事業者さんもいらっしゃいます。ですから、日本製のFRP容器が数年後には出てくる可能性は十分考えられます。

○橘川座長

後段の質問、それと、先ほど土佐委員が言われた外国との貿易の問題とかも含めて、もしお答 えがあれば。その質問はまだ答えられてないと思うんですが。

○澤田委員

ちょっとよろしい。

○橘川座長

それじゃ澤田委員、お願いします。

○澤田委員

私は一番の問題はやっぱり法律の問題、全て業者責任。消費者の方が事故を起こした場合、ほとんど我々の責任になる。リスクからいったら大変厳しい環境下にある。例えばキャンピングカーに充填した、移動して事故を起こした場合に、充填した業者の責任になるんですよ。だからその辺のところ、先ほど津田社長が言われたように、それを法改正、もうちょっと緩和していただかないと、外国は自分でつけて消費者の自己責任、日本の場合は販売事業者の責任と。だからスーパーで売りようがないんですよ。その辺の法改正をもう少しやっていただかないと、恐らく私は普及しないと思います。

○関口委員

いいですか。

○橘川座長

はい、どうぞ。関口委員、お願いします。

○関口委員

澤田委員の意見も受けてなんですけれども、これは質量販売は当社も安全に関する点で消極的なんですけれども、もしこの法整備を、より普及促進しやすいような法整備でFRP容器を取り扱う業者がふえるような環境にしたときに、逆に一部の利益ばかり追求するLPガス業者が本当に安売りでどんどん消費者責任で売ってしまって、またそれが結果事故がふえてしまったりと、悪循環になりそうな気もするんですけれども、その点、実際、津田社長にも聞きたいですけれども、やっぱり安全とかにかける経費とかコストは高目に設定されているのかなと思いまして。

○橘川座長

どうぞ、津田社長、お願いします。

○津田富士瓦斯社長

安全面に関して言いますと、まず1点目、キッチンカーとか、そういう移動する方々はどうしているかというと、これはもう、例えば近所で使いますと言われちゃったら我々はどうしようもないというのが実態だと思います。あるいは一般のご家庭にお届けして、庭でバーベキューをやっていると。天気がいいからちょっと遠出して、どこかでバーベキューやりに持ち出されたというのは、これはもう我々としてはどうしようもないわけです。何かGPSつけてというわけにもいきませんので、そういう非常に実態に即したというところが大きいのかなと。

要は、何かあたかも大手事業者さんは小型容器なんてものは存在していないかのような言い方をされるんですが、現実問題としては相当数の消費者の方々が今現在ご使用されていると。つまり、これから先これをどう普及していくかという以前に、今現在、小型容器等を使ってご商売をされていたり、生活をされている方々が今存在しているという部分で、そこが曖昧な法規制がある。それはたなざらしにされているというか、何かふたをしちゃっている感じだと思うんですね。それが一番問題なのかなと思います。

安全面について言うと、要は悪徳事業者がどうのという問題も当然あるかと思いますが、現状 心ある事業者さんが手を引いているということは、心ない事業者さんが売っているという可能性 もございます。

そういう意味で言いますと、我が社としては14条の書面交付、それから周知、それから供給開始時点検、こういった法をしっかり守って供給する。大変面倒くさいです。要するに、家庭用で何年使っていただくという方と、きょうしか使わないというお客様と、同じ手順を踏んで供給するという。実はこの面倒くさいというのが、手間がかかるというのが普及の大きな妨げになって

いるのかなというのが実感でございます。当然、手間もコストもかかります。

ただ、現状、お客様はどうしても使いたい。それは例えばFRP容器の場合は軽い、便利だ、 見ばえもいい、容器代倍ですけれども、全然こっちのほうがいいというお客様が多数ございます。 コストがかかる、コストが軽くない、業者側の言い分としてはあるかと思うんですけれども、や はり現状ニーズがあると。多分、そういうお客様がいる以上、誰かが供給していくわけです。で すので、やはり心ない事業者に供給させないという面でも、しっかりとカップリングの義務づけ ですとか法整備をして、きちっとした形での供給の整備をしていただくことが一番大切なんでは ないかなと思います。

○橘川座長

ちょっと私の意見を述べさせていただきますが、このLPガスの流通のワーキンググループを やっていますけれども、これはLPガスを国民のためにどう使うかということのためにやってい るわけで、LPガス事業者をどう守るかというためにやっているわけではないわけです。

実はそこのところに結構ずれが生じている可能性がありまして、その典型的な例がこれだと思います。FRPは消費者から見て非常に使い勝手が良くて、ニーズがあると。だけども、LPガス事業者としては非常に扱いにくいということで、実際なかなか扱わないと。そのためにいろいろ申請もないから、規制の整備も進まないとか、こういう悪循環が起きているわけです。

そのときに、扱いにくいという状態で、それを強調することでいいのかとか、端的に言うと、質量販売はメーターに比べてやっぱり問題があるけれども、難しいというところがあって、それをやりたくないと、こういうふうに考えられている方が多いと思うんですが、もしLPガスを真面目に成長戦略を考えたら、今、アジア中の人がLPガスを使い出して、しかも日本の使う保安だとか配給システム、アジアの人を非常に幸せにしているわけです、ベトナムなんかへ行っても。

世界を見て、メーター売りがスタンダードなのは日本だけです。グローバルスタンダードは、 ヨーロッパを含めて、これの母国のノルウェーも含めて、はかり売りです。はかり売りもちゃん とできるようにならないような事業でなければ、私は本当の意味での消費者のニーズに応えるよ うな事業者にはならないんじゃないか。それが今、私は問われていると思うんですね。

そういう前向きにニーズがあって、やるチャンスがあるにもかかわらず、皆さんが津田さんみ たいな形でやらないというところが一番の問題で、それが規制の整備をおくらせているという、 そこのところにメスを入れる必要があるのではないかと、こういうふうに思います。

下手すると、こういううがった考え方もできます。ニーズがある、だけどここでもし質量販売が整う形になると、灯油と同じような販売の仕方になる可能性があって、そうすると生協なりなんなり、コメリなりなんなりが売れるようなガスになる。そして消費者が持っていかれるという

話になっちゃうとLPガス業界にとっては非常に大きな脅威になる。だからやらないというような発想は全く間違っていると思うんですね。

LPガスがどれだけすばらしいエネルギーなのか、どれだけ市場を広げる必要があるのか、そのための改革をどうするのか。これは料金透明化とFRPという切り口から入って議論しているのがここの審議会なわけですから、私はそこの何かデッドロックになっている、質量販売が非常にややこしいのでやらないという、その仕組みを打破しない限り、この問題は解決しないんじゃないかというふうに、こういうふうに思います。私は、意見です。

田久保さん。

○田久保石油流通課企画官

FRPが普及され始めて、きょうがこの議題を初めて課題として扱った審議会になると思います。流通委員会としては、流通部会としてはこのFRPの問題が今後の需要家によるLP需要の拡大に向けた切り口になり得ることから、こういうことを今回、取り上げさせていただいたということです。

ただ、いろいろ普及するためにはまず保安というものが非常に大きな、これは乗り越えなくちゃいけない課題ということですので、きょう実は事務局から提案させていただいたことは、まさしくこういったことをオール経済産業省でやっていきますということの一つのキックオフということで、きょう提案をさせていただいたということでございます。

我々のほうでFRPの実証実験というための予算をとりましたので、これを有効に活用していただいて、今度は予算を踏まえて、ちゃんとした報告書というものをつくっていただいて、それに基づいてつかさつかさの審議会でちゃんと検討していくということで対応させていただけたらなと、このように考えてございます。

あと、すみません、大石委員から質問のあった2つ目の鉄製容器を外に置く場合の届け出というのは、それは30分との間でですか。

○大石委員

はい。

○田久保石油流通課企画官

これはもう、そこに据え置かれているので、要するにそれは据え置く事業者さんからすると、 絶対そこには30分で行けるということをもってそこで置かれているわけなので。

○大石委員

例えば職業でいえば、テキヤさんなど屋外で使うような場合の届け出はどうなっているのかと いう質問です。

○橘川座長

それは何かあれですか、どなたかいますか。

○津田富士瓦斯社長

業者さん自体に、特に届け出の義務というのはありません。ただし、ちょっと今、数字ははっきり覚えていませんが、ある容量以上のものを車に載せて移動させる場合には、イエローカードですとか、高圧ガスの表記ですとか、そういった義務が課されますが、実際には消費者に対する何らかの義務とか登録の何か責任とかというのはないというのが現状だと思います。

○橘川座長

大本さん、いかがですか。

○大本ガス安全室長

ありがとうございます。まず、液石法の保安のところにつきましては、屋外で使われるケースと、屋内で使われる今のケースとで基準がまず分かれております。キャンピングカーみたいな屋外で使われるものと、室内で使われるものとで、規制の仕方なり、在り方というのは分けて検討していく必要があると考えます。

質量販売につきましては、LPガス容器から燃焼器、全てが消費設備という消費機器になります。先ほども14条書面に書いてありましたけれども、LPガス容器の所有者が事業者である場合を除き、基本的には全ての管理責任がいわゆる需要家である一般消費者の方が保安責任を担う形にはなります。LPガスの保安確保の観点でいくと、今の容器から燃焼器、トータルでハード面、場合によったらお客様の方で想定外の使い方をされることも考えられますから、その保安の維持向上が現状よりも損なわれることがあってはならない、また、保安の維持向上がなされることが重要であるというふうに私どもとしては考えてございます。

一方で、一般消費者の方のその保安に係る自己責任、この醸成を図っていくということも一方で大事であると考えてございます。本日のワーキングで日本LPガス団体協議会、またその会員団体である全国LPガス協会においても、その業界として解決方法、改善方法を明確化するという話も聞いておりますし、本日の資料8の事務局資料で2ページに書いてございますけれども、石油流通課の予算で確保された実証事業の検討結果を踏まえて、安全の確保が大前提でございますけれども、ハード、ソフト、その両面から検討させていただいて、また、保安合理化も含めて、今後その保安の委員会である液化石油ガス小委員会においてご審議いただきたいと考えているところでございます。

○橘川座長

どうもありがとうございました。

これは中国工業、呉だから中国地方の中国なんですけれども、国産化も考えられているようですけれども、ノルウェーの容器ですね、今のところ。ノルウェーという国はどういう国かというと、水力発電の天国で、オール電化の国です。寒いわけです。冬のやっぱり暖房にオール電化でこれが必要だというので始まっているところ。もちろんバーベキューが特に好きなのかどうかわからないですけれども、ほかのヨーロッパの国に比べて普及が図れているのは、そういうところだと思うんですよね。そういうことを考えますと、これは消費者の生活ぶりを豊かにしていく選択肢をふやしていく、競争をもっと活発化するとか、いろんな切り口で使える話なんではないかと思います。

この資料8の2ページの下のほうに書かれていること、今の大本さんの発言、あるいはその前の田久保さんの説明からいっても、かなり踏み込んだ内容になっていると思うんですね。実証を踏まえた上で、その保安を含めてFRPについての検討を、またこういうものになるかどうかわかりませんけれども、やりますよと言っているわけですから、ここはやっぱり、ぜひその事業者の方は前向きに。せっかくオブザーバーで全国団体の方を呼んでいるんですから、ぜひそのときには会長が必ず参画するような、そういう会合になってほしいなと、こういうふうに思います。よろしいでしょうか。

(3) 報告書(案) について

○橘川座長

それでは、報告書の案について、ここで全体として一番のまとめとして重要な審議だと思いますので、資料10について田久保さん、説明をお願いします。

○田久保石油流通課企画官

それでは、資料10について説明させていただきたいと思います。細かなことについて、ここで全て説明をさせていただくということは割愛をさせていただきますが、まず1ページ、目次をごらんください。

まず、基本的にはこの報告書にはこれまで、きょうも含めて3回の審議会で利用した資料、それと課題の整理というものが載せられてございます。まず、大きい1つが液化石油ガスの現状ということで、この辺は背景説明でLPガスの需給状況、エネルギーにおける位置づけ、供給構造の多様化、国内需要の減少、それとLPガスを取り巻く環境としまして、電気・都市ガスの自由化、エネルギーシステム改革におけるLPガスの生き残り、業界の取り組み、国主導による取り組み促進の必要性ということで、これは第1回目の資料を基本的にこちらにプロットをさせていただいてございます。

それから2つ目でございますが、これが料金の透明化とFRPを含めた新しいサービスの促進 について、これまで議論していただいた個別の課題についての記述になってございます。

これについてちょっと説明いたしますと、まずこれが、II ポツ目が11ページでございます。委員の方々におかれましては、マークがされているところがあると思いますが、まずこれが消費者が選択するための取り組みの強化について、これ以降、これまで個々個別に具体的に議論したものを報告というのがなされているんですが、それの前段階として、まずはここで対応の基本的方向性というものの位置づけというものをしっかりと明記をさせていただいています。

すなわち、対応の基本的方向性は、国がガイドラインの作成等、可能な限り早急に対応可能な 手段を講じて具体化を目指すものとして、またその後の状況も踏まえたさらなる措置を講じる場 合の検討にも資するものとして整理されたということでございます。ここは第1回目の審議会の 場におかれまして、大石委員からこの基本的な方向性の性質いかんということに対しまして、私 どものほうから回答させていただいたというところでございます。

これ以降、個々の個別課題についてプロットしてございますが、とりわけこれまで前回の議論から少し変更があったところについてご説明をさせていただきたいと思います。

13ページでございます。ホームページ等を活用した標準的料金メニューの公表の加速化のところでございますが、③の対応の基本的方向性のところの一番最後でございます。これは前回ご議論がありました消費者団体との連携というところについて、ここで今回明記をさせていただきました。今後とも販売事業者に対する標準的な料金メニュー等の公表を促すために、消費者団体が実施する調査等を指導に活用する等、国と消費者団体が協力体制を構築することが重要ということを書かせていただいてございます。

また、16ページでございます。ここは賃貸型集合住宅の入居者に対するLPガス料金透明化の 促進のところでございます。16ページの一番上でございます。

第1回目の審議のときには、実は基本的対応の方向性のところで国交省の協力を要請をいたしまして、まず不動産仲介業者に対して入居予定者に販売事業者名、連絡先を伝えるように要請をするということを審議をさせていただきました。ところが国交省様の迅速な対応によりまして、3月31日付で国交省が不動産仲介業者に対する要請というものを既に実施をしてございます。したがいまして、ここでは従来は基本的方向性のところに書いてあったんですけれども、その留意点として既に所為ものとして行われましたというところで、留意点として書かせていただいてございます。

なお、国交省様が指示をしてくださった文書については、参考2のほうに、一番後ろについて ございますので、後ほどごらんいただければと、このように考えてございます。 続きまして、20ページでございます。これは料金の値上げ時の透明化の促進のところでございますが、この基本的な方向性というところが③で書かれてございます。そのダイヤマークがございますが、ダイヤマークの2つ目でございます。通知方法については、消費者が目にする確実性の観点から、検針票や請求書に変更後の料金、ここまでが一緒でございますが、前回、大石委員からのご指摘により、変更の理由も明記したらどうかというようなことがご指摘がございました。これにつきましては、今回このような形で、変更の理由を明記しということもつけさせていただいているということでございます。

24ページでございます。これは消費者からの料金照会が苦情相談への対応の促進というところの箇所の③対応の基本的方向性の箇所でございます。ダイヤの2つ目でございます。また、国は、その実効性を確保するため、立ち入り検査等による確認に加え、LPガス協会に設置しているお客様相談所から提供されるより綿密な苦情・相談情報、全国消費者生活情報ネットワークシステムとありますけれども、ここに前回の消費者団体との一体的取り組みというところがございましたので、これは先ほど料金の公表についてもその旨、書かせていただきましたが、料金の公表のみではなくて、こういう苦情の対応というものについても消費者団体が実施する調査等からこういったものを抽出して、国と一体になって対策をしていくということで、ここで明記をさせていただいてございます。

以上ですが、すみません、2回目の議論で、ホームページ等を活用した標準的料金メニューの公表の加速化のところで、実は先日、私どもが主要50社に対して公表の調査をさせていただいて、その際に2社の方が既に公表してということで、あとはほかの26社ですか、今後公表を予定するという社として明記をさせていただいた調査表結果がございますが、あの中で今般、7月までやると申告されたイワタニの関東、それとイワタニの首都圏という、これは両方とも会社名なんですけれども、その2社が新たに公表したということをこの場でもって報告させていただきます。

以上が報告書の案でございます。

○橘川座長

どうもありがとうございました。

既にここでの審議を踏まえて改定が加えられた部分もありますし、めったにないことですけれども、審議の途中に実現しちゃったなんていう項目も国交省のご努力でありましたが、今この報告書の案ということなので、委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。せっかくなので、最後なので一言ずつでもお願い。じゃ、大石委員、お願いします。

○大石委員

ありがとうございます。ご説明いただいた報告書案に意見を取り込んでいただきまして、大変

ありがたく思っております。そもそも私が都市ガスのシステム改革委員会でLPガスの話をしたきっかけは、都市ガスが自由化したときに、都市ガスがLPガスと同じような状況になるのではないかという心配があったからです。加えて、電力・都市ガスの自由化によって、消費者が自由にエネルギーを選べるようになったときに、もちろんLPガスも消費者にとっては大事な燃料なのですが、今のままの状況であれば、消費者がいろいろな問題に気がつき、あきれてそっぽを向いてしまうのではないかという危機感もありました。せっかくここで電気、都市ガスも自由化するのですから、LPガスも同等に競争していくためには、透明性や公平性が絶対に必要だろうという思いから、このようなワーキンググループを設置していただいたわけで、その点は大変ありがたく思っております。

ですので、さっきから皆様の話しで何度か出てきていますが、私はLPガスの事業者が全部悪い事業者だと思っているわけではありません。中には、何社か、特別あくどいことをする事業者がいて、それが目立っているので、消費者にとってはイメージが悪いというところはあると思います。けれども、ほとんどの事業者は、地方の消費者のために一生懸命お仕事をなさっているのだと思います。ただ、昔からの不透明な商習慣に疑問を抱いていないのと、いかんせん、事業者数が多過ぎること。それも規模が大きいところから小さいところまであって、一律に揃って行うことが難しいというところから、今のいろいろな問題が起きていると思っています。今回、大手の事業者さんは、ホームページで標準料金を公表していただくということになり、7月までにはというお約束ですので、実際に7月にどれだけの事業者さんがきちんと公表したか、ということについては、必ず検証していただきたいと思います。お約束をいただいたからには、是非実行していただきたいと思っております。

それから、逆に小さな事業者さんについては、ホームページを持っていないなど標準料金をつくるのはなかなか難しいというお話しでした。確かに、それもわかりますので、自分たちで標準料金を作成できない場合には、先ほども申し上げましたが、県のLP協会さんに協力していただく方法があると思います。各県の協会のホームページを見ますと、神奈川県のLP協会さんのように充実してきちんと情報を提供してくださっているところもありますが、そこまで書いていないところが多いという状況です。

小さな事業者さんを取りまとめる、業界全体として公平性や透明性を高めるという意味から、 各県のLP協会さんのホームページを充実させる。また、各事業者さんの検針表や請求書にLP 協会の電話番号を入れることからまずは始めていただければと思います。

以上です。

○橘川座長

林委員、失礼しました。林委員は、資料9の後半がまだ残っていました。それも含めて、ご意 見を賜りたいと思います。

○林委員

資料9の後半と全体について、ちょっと申し上げたいと思います。

私たちが相談を受けるその内容をちょっと考えると、本当に一部の事業者さんがちょっと場所を荒らしているのかなというふうなイメージで最初は捉えていて、でも、それには多くの事業者さんのほうにも、やっぱりそれをその場所を荒らすことのできる状況を与えているというような責任もあるんじゃないかなというところがあって、ここの古い慣習の改善に努力してというのをちょっと入れさせていただいたんですけれども、このままでいいわけないんだと皆さんに思っていただきたいなというところ、ずっとそれを言い続けてきたんですけれども、なかなか私たちの声をどこまで真剣に受けとめていただけていたのかなというところがあって、今回ここまで急転直下にいろいろ変わってきて、うれしいなというふうに思っております。

消費者も自分の生活を守るために本当にエネルギーって大事なもので、特に今、熊本の地震のこともあり、エネルギーについて、ニュースなんかでは都市ガスが復旧したといっぱい言っていますけれども、LPガスはもう前から復旧して、皆さんが努力して通常に使えるような状況になっているところを何でニュースにしないんだろうというふうに言いましたら、田久保企画官に、ひどいところはニュースになるけれども、当たり前にできていることをわざわざニュースにはしないんだというふうに言われて、ちょっとがっかりしたんですけれども、もっと身内のほうからLPガスを使っている人は2日目からちゃんと使えてたんだよというようなことをもっともっとPRしていっていただいてもいいように思うんですね。

それとFRP容器のことも含めて、消費者みずからがやっぱりリスクマネジメントじゃないですけれども、自分のエネルギーのベストミックスを考えて、本当にオール電化だけでいいんだろうかとか、1つのエネルギーだけでいいんだろうかというところを問い直していただけるような消費者教育もしていかなきゃいけないのかなというふうに、立場としては思っております。

消費者もやっぱりそういう努力をしている、ホームページ上に価格を公表しているような方たちが損をしないというところがもちろん大前提なので、そういう努力をしている事業者さんを選んでいくという、やっぱり消費者でありたいなというふうに思って。もちろん強制することはできません。価格が非常に消費者が事業者を選ぶポイントだということはわかっているんですけれども、私たちの生活を守ってくれている事業者さんなんだという信頼関係のもとで生活できたほうが、より安全・安心ではないかなというふうに思いますので、これからもそういう事業者さんの努力を応援していきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○橘川座長

土佐委員、お願いいたします。

○十佐委員

まずは、ごくごく短期間のうちにこのような形の報告書を取りまとめていただきました企画官 初め石油流通課の方々に衷心より御礼を申し上げたいというふうに思います。

私自身の印象は、第2回目でしょうか、申し上げましたとおりで、やっぱり提供の技術ですとか、それから販売の方法ですとか、それから業態の変化ですとかいうような環境の変化に応じて、やはり1つにはエネルギー選択競争の中でみずからが置かれているんだということの戦略的な対応をどう解くかという問題、そういう立ち位置を自覚しましょうと。

もう一つの問題は、やっぱりその中で顧客移動は生理現象であって当たり前なのだから、そこをどれだけ円滑に、かつ意味のある形で保証していけるのかということに尽きると思います。そのような観点から少し、あるいは参考にならないかということで1点だけ申し上げて終わりたいと思うんですけれども、液石法は当然のことながら、広い意味で取引の適正化、それから保安の確保ということを目的とする法律でございます。そのいずれもですけれども、先ほど申し上げましたようなさまざまな事情や環境の変化に応じて、目的はもちろん変わらないわけですね。例えば取引の適正化、あるいは保安の確保と。きょうのFRPは、よい例だと思うんですけれども、でも、その目的達成のための手段というのはそれぞれさまざま、時代や状況や提供、あるいは販売の技術・方法の革新に応じて変わってくるわけですよ。必ず30分で駆けつけなきゃならないとは、現時点でそれは最善でベストで唯一の手段かと。目的達成のための手段はさまざまあり得るわけで、それを時代や状況の変更に合わせて、最も有効かつ意味のあるものに変えていくというのが、恐らく行政及び業界全体に課せられている課題ではないかというふうに思ってございます。以上です。

○橘川座長

ありがとうございます。

澤田委員、お願いします。

○澤田委員

業界人としてこのような会議を開いていただきまして、本当にありがとうございました。我々の業界も未来に向けて、やっぱりお客様に選ばれるために正常化していくということで、いいきっかけになったと思います。

私どもの会社も4月からお客さんに対して、検針票で新たな料金メニューをつくりましたと、

お安くなりますと提示したところ、大体一般戸建て家庭の1万軒に配布しました。返答は8件でした。お客さんは、余り見ていないと。その中でピンポイントで安くなりましたと今お客さんに周知しながら申込書をもらって、新たな料金表を周知して、7月に間に合うように準備している最中です。

先ほど多くの方、26社が公表する。この方がやっぱりこの際、業界の習慣を変えたい気持ちがあります。ただ、皆さんが言った、22社の方、この業者も同調してくれないと本当に業界はよくならない。ぜひ22社の方の追跡のフォローアップのほう、大変ではございますが、よろしくお願いしたい。こういう機会に、本当、自助努力でやらなきゃあかんことを、行政の方を含めて皆さんに協力していただきまして、まことにありがとうございました。

以上でございます。

○橘川座長

関口委員、お願いいたします。

○関口委員

まず、料金を公開している会社が少ないということで、比較することがしにくいということで、 まだまだ料金公開が少ないということは、全国LPガス協会や我々業界の努力不足ということで 反省していかなければいけないんですけれども、本当にこれから積極的に公開していこうという 会社はふえているのは実感しております。

ただ、3回の会議を通じて、その途中経過も含めて思ったんですけれども、標準的な料金はこれだというのをその会社が公表したら、それに対してはもう調べようがないというか、それが言った会社の標準料金であると思いますし。ただ、うちは標準料金を公開したんだということで、現実きょうも、これからもでしょうけれども、公開している標準的料金からかけ離れた安売り価格を提示して、その後、結局その標準料金からさらに高い利益を出す価格に値上げしてしまうと、こういった活動が今後もずっと続いていくのはやっぱり納得できないということで、どうしても納得できない部分はあります。

ただ、そういうことに対してネガティブにやっていくのではなくて、当社も料金を公開して別に損はしていないんですけれども、逆にそれが料金の公開が会社の成長であったり商売の繁栄というか、そういうビジネスモデルを構築していって、よりLPガスがネガティブにお客様から、消費者から捉えられるんじゃなくて、FRP容器なども含めて、もっと選ばれるような、そんな経営努力を続けていかなければいけないかなと思いました。ありがとうございました。

○橘川座長

私も一言言わせていただきます。

やはりジャカルタでもホーチミンでも、LPガスを使えるようになるということが本当にアジアの人たちを幸せにしているわけですね。きょう幾つか言われましたように、やっぱりすばらしい商品なわけです。ただ、すばらしい商品が自由化の時代にあったら、当然それをやろうという人たちがたくさん入ってくるわけでありまして、すばらしい商品を扱っているからこそ、きっちりとした取引の適正な取引、透明な取引をやらないと、そこにすきができて、ほかから入ってくる可能性は十分あるわけです。

例えば東京ガスの広瀬社長なんて、はっきりと2020年に我が社はLPガス業界の3位の会社になるというようなことを言われているわけですから、電力もガスも同じことだと思います。それぞれ電力はすばらしいと思って仕事をしているし、都市ガスはすばらしいと思って仕事をしている。だからこそみんなが入ってくる。それにどう対応するかということがこのLPガス業界でも起きるわけなので、前向きにどうやって変えていくのかということがやっぱり一番大事なんじゃないか。

もう1点、今回のこの委員会ですごくよかったなと思うのは、やっぱり業界団体が料金のところに手を入れるのはなかなか限界があるんですけれども、そこに消費者団体と国という形でかかわるというような、土佐委員がもともと言われた点だと思うんですけれども、そういう道筋が見えてきたと。これは私は消費者にも賢くなってもらわなければいけないと思います。

例えば今の関ロ委員が言われた、もしある会社が1月の時点の料金表を発表して、2月、3月に値上げしたにもかかわらず、ホームページにまだ1月の分が載っていたとしたら、大きな問題です。つまりカナエルさんのホームページなんか見ればちゃんと更新しているわけですよね、短期間で、月1ぐらいに。その更新をちゃんとやっているかどうかということも含めて消費者が見るというのは、そういうこともしなければいけないと思います。当事者がみんなちょっと賢くなることによって、この産業はもっともっとよくなってくるのではないかと、こういうふうに思います。

以上です。

全体としましては、報告書(案)について特に大きな異論はなかったとは思いますが、もし何かありましたら事務局にもお伝えください。これをもとに最終報告書という形で取りまとめたいと思います。それに関して、座長である私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○橘川座長

それでは、田久保企画官、お願いいたします。

○田久保石油流通課企画官

どうも審議ありがとうございました。本報告書に関しては今後、また橘川座長とご相談をさせていただきます。取りまとめて、今度は5月17日に、この上の委員会でございます資源エネルギー分科会というものが開かれます。その場に報告をいたしたいと、このように考えてございます。

3. 閉会

○橘川座長

それでは、最後に資源・燃料部長の藤井部長からお願いいたします。

○藤井資源・燃料部長

資源・燃料部長の藤井でございます。これまで皆様方に活発な議論をしていただきまして、まず御礼を申し上げたいと思います。

先ほどの座長のお言葉以上に私が何か足すものはほとんどないんですけれども、今回のテーマはエネルギー間競争時代におけるLPガス産業のあり方。エネルギー間競争というのが起こって、これは客観的な事実でございます。それまで当然、我々として、心情としてはその中でぜひLPガス業界、皆さんに頑張ってほしいというふうに願っているわけでございますけれども、ただしLPガス産業のあり方というものが他のエネルギー源との勝ち負けというような文脈のみから考えられては、これはやや結論がゆがんでしまうと思います。

こういった場、お忙しい皆様にお集まりいただいたのは、1にも2にもLPガスというエネルギー源が国民の生活の上でもっと大きな役割を果たすことができるのではないかと考えているからでございます。もしそうだとするならば、その役割を果たす上で、その担い手でありますLPガス産業はどういう形になっていくべきなのかということをご議論いただいたというふうに私どもは考えておりますし、きょう規制の話も出ました。省内もしくは他省庁の皆さん、規制の関係部署ともお話を続けていきますけれども、そこでやはりポイントは国民の生活を営む日々の営みを豊かにするということと、どういう安全基準があるのかということのバランスということになっていくわけでございます。これが1つ、最後のご挨拶がわりに申し上げたかったことでございます。

もちろん、今回の大変不幸な九州での地震を通じて、このLPガスの持っている社会的意味の 1つが改めて明らかになり、多くの人の知るところになったわけでございますけれども、当然の ことでございますけれども、災害に役に立つというのはそれは1つでございます。人々が毎日暮 らしていく上で、このLPガスというものがやはりきちんとした人々から評価される役割を持た せていくということに、その世界が成り立っていくということを我々強く願っております。

さまざまなご議論をいただき、ご意見をいただいております。きちんと受けとめて、きょう報

告書の案もごらんいただきましたけれども、早急にガイドラインの策定でございますとか、我々のなすべきこと、これをきちんとなしていきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、土佐委員、大石委員、林委員、澤田委員、関口委員、皆様の議論への貢献に深く御礼を申し上げますとともに、特に橘川座長におかれましてはLPガスに対する深い愛情を持ったリーダーシップに改めて感謝を申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○橘川座長

それでは皆さん、ありがとうございました。3回という会議でしたけれども、これが何か流れを変えていくはじめの一歩になればいいなと思います。

それでは、以上をもちまして液化石油ガス流通ワーキンググループを終了させていただきます。 どうもありがとうございました。

一了一